相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市河内町河内三〇八三番地、最後の住所熊本市河内町河内三〇六六番地
被相続人　亡　川上　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月九日
事務所熊本市西区蓮台寺四丁目八番一号
相続財産管理人　司法書士　久保田健洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市港町一九五番地、最後の住所鹿児島県薩摩川内市港町一九五番地
被相続人　亡　立島　裕士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月九日
事務所鹿児島市小川町三番三号ＭＯＫＯＴＡビル上山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上山　幸正

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年六月九日

一、墳墓等所在地　埼玉県秩父市東町二六―七
一、墳墓等の名称　慈眼寺薬師墓苑
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳
新井家、黒澤家
一、改葬を行おうとする者　埼玉県秩父市東町二六―七　宗教法人慈眼寺　代表役員　柴原　幸保

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年六月九日

一、墳墓等所在地　奈良県大和高田市勝目九〇番地
一、墳墓等の名称　勝目町営墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍はすべて不詳
吉村庄五郎・カメ、吉村久三郎・●ま、吉村彦七・ハナ、野口徳一・クニ、永井元信、涌田●●、西川家、坂本清四郎、涌田リキ、駒谷トラ、小西辰造
一、改葬を行おうとする者　奈良県大和高田市田井二丁目五番地　勝目町自治会　総代　松吉　優

無縁墳墓等改葬公告

墓地環境整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年六月九日

一、墳墓等所在地　宮崎市南方町御供田一一一〇番五
一、墳墓等の名称　御供田墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　一、還元花林妙香大姉　二、嬉顔操秀堂大姉　三、夏月妙光大姉　四、仁岳亮琇居士霊位　五、慈光妙智大姉位　六、海老原勇　七、不詳　八、壽山妙林大姉位　九、壽昌院観蓮妙智大姉不生位　十、不詳　十一、心月童女霊位　十二、清林院春山妙清大姉位　十三、大宮司源為澄　十四、海老原羅市　十五、心月妙照大姉　十六、泰翁為久神主神霊位　十七、下女うめ・出生米良國　十八、不詳　十九、吾田茂才娘・庄屋妨　二十、海老原筑後守源為好・壽五十七歳死去　二十一、妙疱信尼位　二十二、真蓮妙照大姉位　二十三、覚春童子位
一、改葬を行おうとする者　宮崎市南方町大迫二六七　管理者　海老原茂常　連絡先　〇九八五―三九―〇七五七

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十九年五月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月九日
東京都新宿区山吹町一一番地一号測量年金会館七階
日本スイミングクラブ厚生年金基金
代表清算人　山南　宏一

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年6月9日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社小久保設計　②埼玉県知事(2)21335　③代表取締役　小久保角次　④埼玉県比企郡小川町青山770―1　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県比企郡小川町青山770―1　株式会社小久保設計　代表取締役　小久保角次

①住友不動産株式会社　②国土交通大臣(15)38　③代表取締役　仁島浩順　④東京都新宿区西新宿二丁目4番1号　廃止した従たる事務所　広島県広島市南区荒神町五丁目11番　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目4番1号　住友不動産株式会社　代表取締役　仁島浩順

①株式会社Global Passport　②東京都知事(1)99341　③代表取締役　中野陽一郎　④東京都渋谷区元代々木町17番6号パレ元代々木301　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区元代々木町17番6号パレ元代々木301　株式会社Global Passport　代表取締役　中野陽一郎

①天海地恵株式会社　②福井県知事(1)1602　③代表取締役　甲清光　④福井県福井市高柳２丁目1401番地２　⑤1000万円　⑥福井県知事　⑦福井県福井市高柳２丁目1401番地２　天海地恵株式会社　代表取締役　甲清光

①株式会社リライズコーポレーション　②大阪府知事(1)59068　③代表取締役　白石希　④大阪市北区東天満１丁目６番12号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市北区東天満１丁目６番12号　株式会社リライズコーポレーション　代表取締役　白石希

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十九年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十九年六月九日
埼玉県さいたま市南区白幡一丁目一四番一五号
株式会社とんでん
確定給付企業年金清算人　大野　公一